**ＴＰＰ大筋合意を踏まえたＪＡグループ北海道の対応方針**

平成２７年１０月３０日

北海道農協基本農政対策本部

**１．JAグループ北海道の対応方針**

**（１）基本的考え方**

　　・JAグループ北海道として、政府・国会議員に対しては合意内容の全容と影響、さらには国会決議との関連についての説明責任を果たすよう強く求めていくとともに、TPP大筋合意に伴う生産者の不安を払拭し、将来にわたり安心して農業を継続できる環境を全力で作り上げていく。

**（２）国会決議との関連**

　　・国会決議は、議決機関である衆議院及び参議院が政府と国民に対して意思表明したものであり、結果の説明責任は、国会議員にある。

　　・また、「国会決議を踏まえて交渉した」とする政府や党としての決議を行った自民党にも当然説明責任がある。

　　・政府・与党が「国会決議」に記載されている「再生産可能」を実現するため「国内対策を講じる」のであれば、国内対策がなんら示されていない中で「国会決議を守った」とする発言は認められるものではない。

　　・JAグループ北海道として、引き続き合意内容と決議との関連について説明責任を追及する

**（３）合意内容の検証と必要とする対策の整理、政府・国会への対応**

　　・道・全中他関係機関とも連携の上、中央会・ホクレンで、現時点における合意内容の検証を行うとともに懸念される事項を整理する。

　・また、本年11月中に、政府において「TPP関連政策大綱」（仮称）が策定されるとの動きを踏まえ、懸念事項に基づき必要とする対策を整理し、「大綱」への意見反映をはかる。

・尚、合意内容の開示や検証の進捗状況、政府対策本部などの動向に即し、

懸念事項及び対策の内容は、随時見直すとともに、政府・国会に対し、適宜、説明・要請をしていく。

・政府与党より、納得ある説明とその裏付けがなされていないと判断した場

合は、TPP協定の国会批准や国政選挙を視野に入れた対応を検討する。

**（４）道民との幅広い連携の継続**

　　・食の安全・安心の確保やISDS、医療制度の見直しなど国民のTPPに関する懸念事項についても、細部の確認が必須であり、「TPP問題を考える道民会議」とも引き続き連携の上、懸念払拭までの運動を展開する。

　　・我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす機能などに関しても、あらゆる機会をとらえ国民への理解促進をはかり、国産農畜産物に対する支持と信頼を高めていく。